別表六(七)　平十九・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

区分	項目	番号	金額
中小企業者等の試験研究費の税額控除	試験研究費の額	1	円
	試験研究費の総額に係る税額控除限度額 $(1)\times\frac{12}{100}$	2	
	比較試験研究費の額 ((17)の計)÷(事業年度又は連結事業年度の数)	3	
	試験研究費の増加額 (1)－(3) ((1)≦(18)の場合は０)	4	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(4)\times\frac{5}{100}$	5	
	中小企業者等税額控除限度額 (2)＋(5)	6	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「２」、別表一(二)「７」又は別表一(三)「２」)	7	
	当期税額基準額 $(7)\times\frac{20}{100}$	8	
	当期分の特別控除額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9	
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (8)－(9)	10	
	繰越中小企業者等税額控除限度超過額 ((26)の計)	11	
	同上のうち当期控除額 ((10)と(11)のうち少ない金額) ((23の①)≦(25の②))の場合は0)	12	
法人税額の特別控除額 (9)＋(12)		13	

比較試験研究費の額等の明細

	事業年度又は連結事業年度	試験研究費の額	当該事業年度の月数 / (14)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数	改定試験研究費の額 (15)×(16)
	14	15	16	17
前三年以内開始事業年度又は前三年以内開始連結事業年度	・　・ ・　・	円	――――	円
	・　・ ・　・		――――	
	・　・ ・　・		――――	
	・　・ ・　・		――――	
	・　・ ・　・		――――	
	・　・ ・　・		――――	
計				

基準試験研究費の額 (前２年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の(17)の金額のうち最も多い金額)	18	

繰越税額控除の計算に関する明細

区分			番号	当該事業年度 ①	前事業年度又は前連結事業年度 ②
前期超過要件に係る試験研究費の額の計算	試験研究費の額		19	円	円
	(19)のうち特別償却実施額	開発研究用設備の償却費	20		
		普通償却限度額	21		
		特別償却実施額 (20)－(21)	22		
	差引試験研究費の額 (19)又は((19)－(22))		23		
	当該事業年度の月数 / 前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数		24		――――
	改定差引試験研究費の額 (23)×(24)		25		円

区分	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (26)－(27)
翌期繰越中小企業者等税額控除限度超過額の計算		26	27	28
	平　・　・ 平　・　・	円	円	
	平　・　・ 平　・　・			円
	計		(12)	
	当期分	(6)	(9)	
	合計			

別表六（七）の記載の仕方

1　この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の４第６項又は第７項《中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2　「試験研究費の額１」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

3　「$\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{⒁の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$ 16」の分子には、当期の月数を、分母には「14」の事業年度又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、１月に満たない端数は１月とします。

4　「⒆のうち特別償却実施額」の各欄は、「試験研究費の額19」のうちに平成18年改正前の措置法第44条の３第１項又は第68条の20の２第１項《開発研究用設備の特別償却》の規定により償却費として損金の額に算入された金額が含まれている場合に記載します。

5　「前期繰越額又は当期税額控除限度額26」の「計」までの各欄は、前期のこの明細書の「翌期繰越額28」の金額（前期が連結事業年度である場合には、別表六の二(三)付表三のその法人に係る「翌期繰越額」の金額）を移記し、「当期分」には「６」の金額を記載します。

<table>
<tr><th colspan="10">中　小　企　業　者　の　判　定</th></tr>
<tr><td colspan="2">発行済株式又は出資の総数又は総額</td><td>a</td><td></td><td rowspan="6">大規模法人の保有する株式数等の明細</td><td>順位</td><td colspan="2">大規模法人名</td><td colspan="2">株式数又は出資金の額</td></tr>
<tr><td colspan="2">常時使用する従業員の数</td><td>b</td><td>人</td><td>1</td><td></td><td>g</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">大規模法人の株式数等の保有割合</td><td>第１順位の株式数又は出資金の額 (g)</td><td>c</td><td></td><td></td><td></td><td>h</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>保有割合 (c)/(a)</td><td>d</td><td>%</td><td></td><td></td><td>i</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)</td><td>e</td><td></td><td></td><td></td><td>j</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>保有割合 (e)/(a)</td><td>f</td><td>%</td><td colspan="2">計
(g)＋(h)＋(i)＋(j)</td><td>k</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

1　「保有割合ｄ」が50％以上となる場合又は「保有割合ｆ」が３分の２（66.666％）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。

2　「大規模法人の保有する株式数等の明細ｇ～ｋ」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が１億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。